

第9回 官業民営化等WG 議事録（総務省ヒアリング）

1. 日時：平成17年10月7日（金）10:00～11:00
2. 場所：永田町合同庁舎1階第1会議室
3. 項目：指定管理者の選定プロセスの統一基準策定
4. 出席：○規制改革・民間開放推進会議

鈴木主査、原主査、大橋専門委員、福井専門委員

○総務省

自治行政局行政課	課長	門山	泰明
	係長	渡邊	康之
	事務官	永田	真一
大臣官房企画課	主査	東田	晃拓

○原主査 おはようございます。お待たせいたしました。朝早くからお時間を割いていただきまして大変恐縮ですが、どうぞよろしくお願いいたします。

今日は1時間の予定で「指定管理者の選定プロセスの統一基準策定」について、こちらからの質問事項の回答も含めて10～15分程度お話をお伺いして、その後、意見交換させていただけたらと思います。

それでは、どうぞよろしくお願いいたします。

○門山行政課長 総務省の行政課長の門山と申します。よろしくお願い申し上げます。

では、お手元のヒアリング調査票に基づきまして、まず御説明申し上げたいと存じます。

私どもの関係いたします制度といたしまして、公の施設の管理について指定管理者制度というものがございまして、その選定プロセスについて統一基準をつくることについてどう考えるかという御趣旨かと存じます。

「1. 関連する法令」といたしましては「地方自治法」ということで、地方自治法の中に公の施設に関します規定がございまして、その中で一般的な制度として公の施設の設置及び管理に関する制度がございまして、それに、新しい制度として指定管理者という制度が平成15年につくられたというのが経緯でございまして。

その選定プロセスの現況という2番目でございまして。

この制度の導入に当たりまして、指定管理者の指定の手続につきましては、基本的に条例で定めるということになっておりますが、公布通知の中で下記の内容を地方公共団体にお知らせしているということでございまして。各地方公共団体におきましては、法律、つまり地方自治法とこの通知を踏まえまして、地域の実情に即した対応をしていると考えております。

具体的な通知といいますのは、平成15年7月に地方自治法の一部改正法の公布通知ということで出したものでございまして。具体的には「第2 公の施設の管理に関する事項」の

うち「2 条例で規定すべき事項」といたしまして「指定の手続」を掲げてございます。

「指定の手続」としては、申請の方法ですとか、選定基準などを定めるものであることということで、指定の申請に当たっては、複数の申請者に事業計画書を提出させることとし、基準としては、例えば次のような事項を定めておくことが望ましいということを述べているところございまして、基本的には複数の申請者に事業計画書を提出させるということでございますので、公募をすることが望ましいということは書いてございますけれども、公募は必ず要件になっているというものではないわけでございます。

そして、選定の基準としましては、税金でつくっている施設でございますので「ア 住民の平等利用が確保されること」。

2 番目には「イ 事業計画書の内容が、施設の効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること」。もともと、この指定管理者制度をつくりました目的がコストの削減ということとともに、当然のことながら、サービスの向上という2つのことから、従来は公の施設が管理できる人については直営で管理するか、あるいは公共団体、公共的団体、地方公共団体が一定の出資をしております、いわゆる第三セクター的なものに限りまして管理委託ということができるシステムだったわけですが、管理できる人を、制限をなくしまして、条例で定め、議会で議決をして自由に選べるというふうにしたわけでございます。

もう一つは「ウ 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力、人的能力を有していること」。

こういったことが、選定基準の基本的なものではないかということをお知らせしているということでございます。

現況の調査といたしましては、制度を導入しまして9か月後の時点でございますが、平成16年6月現在の調査を行っております。

それと全体が、今、経過期間でございまして、従前の公の施設の管理委託という制度は来年9月1日までまだ生きております。したがって、来年9月2日以降については従前の管理委託方式が採れなくなりますので、直営で行うか、指定管理者に移行するか、あるいは施設の廃止というのもあるかと思いますが、こういった選択を迫られるということになっておりまして、現在、地方公共団体は鋭意移行の手続を進めておられる状況でございます。

そういう前提でございますが、昨年6月1日の時点では、まず公募によって候補者を募集し、またその選定について職員以外の人を中心としました委員会のようなものをつくりまして選定しているという団体が38。

同じく、公募で行いますけれども、選定をするのは職員を中心とした人の合議体でやっているというのが116。

それ以外の方法、つまり合議体をつくって評価するというような方法を取っていないけれども、公募でやりましたというところが43。

公募をそもそも採用せずに、従前の管理委託をしていた人を選定した団体が 73。

これ以外の方法で、公募の方法によらずに例えばその分野に関してはここしかないといったようなことで選定したという団体が 151。

それ以外が 22 というのが調査結果でございます。

3 番目でございますが、指定管理者の選定プロセスの統一基準を策定することについてどう考えるかということでございます。

選定プロセスの透明性を確保するというのが御趣旨かと思われまします。この点は透明性の確保が一番大事であるというふうに私どもも選定に関しては考えておりますので、地方公共団体も同じ認識だろうと思っております。

実際の指定管理者の指定手続につきましては、地域の実情ですとか、対象となる施設の状況を勘案して、条例によりまして地方公共団体が自主的に定めているということでございまして、具体の選定は条例に基づいて各地方公共団体が自主的に行うことになっております。

いわゆる公の施設の管理といいますのも、地方公共団体から見ますと財産管理の事務でございます。こういった自治事務であります財産管理のような事務につきまして、国が統一的な基準を策定するということは、地方自治の観点からのも一般的には適切ではないと考えられるところでございます。

例としまして、次に示してございますが、それでは実際にどんなことをやっているのかということで山口県の例をお示ししておりますけれども、それぞれの地方公共団体が定めることが望ましいと考えているところでございます。

2 ページ目でございますが「4. 個別の質問項目」の 1 点目といたしまして、指定管理者制度導入団体の選定手続の実態について説明せよということでございます。

公募による候補者の募集状況がどうなっているのかとか、施設の情報が十分に事前に公表されているのか、また、検討の時間が十分取られているのかといったことや、それから、選定委員会などによります具体的な選定方式はどうなっているのか、入札を行う場合の具体的な実施状況はどうか、個々の案件ごとの選定基準の事前公表や選定結果の公表の状況についてといったようなことがお尋ねの項目でございます。

ここでは、私どもも網羅的に情報を持っているわけではございませんので、聞き取り調査などをいたしました 1 番目に山口県の例を掲げております。これは、まず公の施設の指定管理者制度導入を条例でやることになっているのですが、パターンとしまして大きく 2 つございます。

例えば、何々県文化会館の設置を行います場合には、その文化会館の設置及び管理に関する条例をつくりまして、その中に指定管理者の手続を定めるという方式、それから、通則法のような形で各団体の公の施設はいろいろな種類がございますので、公の施設の指定管理者制度の指定手続について定める条例というような形で定めているところも両方ございます。ここでは山口県のケースといたしまして、そういった導入のガイドラインを、か

なり詳細なものを定めておりますので、ここである程度具体的なイメージを見ていただけるのではないかとということでございます。

「ガイドラインの主な内容」といたしまして、公募手続部分を中心にまとめております。

「取組の基本指針」としては、こういった施設について指定管理者制度を導入すること、導入に当たってどういうことが留意事項か、指定期間、つまり何年間管理をしてもらうかというのは期間を区切るという考え方にしておりますので、そういったこと、それから、御関心の点でございます選定の方法ということでございます。

この山口県の場合は、公募を原則ということにしておりますけれども、例えばPFIで建物を建設する場合には、PFI事業者が指定管理者になる方がベターだという判断がされる場合がございます。そういったときには公募以外の方法も可能ですといったことを記載してございます。

「募集」でございますが、募集については施設ごとに募集要項をつくるということにしておりまして、例えばどういうことを書くかといいますと、施設の概要、申請の資格、公募に関するスケジュール、申請の際に提出する書類の内容、審査基準など、それから指定管理者が行います業務の範囲と具体的な内容、次のページでございますが、県が支払う委託料等の額に関する事項、続いて利用料金に関する事項でございます。

補足いたしますと、公の施設の管理の場合については、例えばプールなどの場合ですと、その利用料金は指定管理者の収入になります。それで全部賄ってくださいというパターンもございますし、100 %県から委託費を出しますというようなケースもございます。それから、利用料金と委託料、両方で組み合わせて運営してくださいというパターンもございます。そういうことがございますので、利用料金と委託料に関する事項も募集要項にきちっと示してくださいということでございます。それから、指定期間、協定についてであります。指定自体は契約ではなくて行政処分でございますが、細部につきましては指定管理者になる団体と地方公共団体の間で協定を結ぶというのが一般的でございます。山口県の場合は協定を規定することとしているということでございます。

それから、責任分担についてであります。

公募の周知方法につきましては、ホームページへの掲載や、それから公募期間については最低1月を確保するといったようなことをガイドラインにしております。

参入事業者への対応としては、どういう施設で、今どういように管理しているかというのをきちっと問い合わせに答えてほしいというニーズがあるようでございまして、それに対して照会をどういように受け付けて、回答をどうするかといったことを定めております。

審査・選定につきましては、選定委員会を設置して審査することを原則とし、原則的に庁内の職員だけではなくて外部の有識者に入ってください、審査基準につきましても、できるだけ点数化するなど個別具体的に定めることとされています。

選定結果の通知につきましては、申請した人、当落かわかわらず選定結果を通知すること

とされています。

情報公開につきましても、選定委員会、審査基準、審議内容の選定手続、選定結果について可能な限りホームページなどで公開することとされており、やはり透明性・公平性の確保が大事だと考えておられるようでして、こういった形で整理をしておられ、これをガイドラインとして実施しているということでございます。

2番目に、個別にどんな施設の選定がされたかということで、1つの事例でございますが、山梨県がつくっておりますレジャー施設で「丘の公園」というのがございます。この指定管理者の選定手続の実際の例を山梨県にお尋ねしてつくったものでございます。

ここでは、指定管理者を公募で募集しております。その際に、ホームページで下に書いてありますようなことを公表しておりますが、応募資格は県内に拠点を置く、あるいは置こうとしている法人その他の団体を原則にしたということでございます。

施設の情報については、実施要領などで公表する、Q & Aなどは、庁舎内でお渡しするといったこととされています。

募集期間について、この施設の場合は平成15年10月10日～11月7日ということでございますので、約一か月期間を設定しているということでございます。

具体的な選定に当たりましては、一次審査、二次審査ということで、書類と面談と両方を行っているということでございます。

選定基準及び事前公表ということで、審査項目についてもかなり詳細なものを事前に公表しているということでございます。

選定結果・理由については、マスコミなどに公表しているようであり、応募状況につきましても、マスコミなどに公表しているということでございます。

もちろん、こういった内部手続を経まして、最終的には議会に議案として出しまして、この指定管理者を指定いたしますという議会の議決を経ているわけでございます。

次のページでございますが、お尋ねの2点目といたしまして、選定プロセスについて、事前に公表する情報、公募方式、総合評価方式による入札の併用、選定結果の公表などの観点から、統一的な基準をつくって、周知徹底を行うことについての見解はどうかということでございます。

要望されている団体からは、現状において、入札を行い、金額だけで決定をする方がまだわかりやすいのではないかと、それから、選定委員会の議論だけでなく、応募者のプレゼンテーションも公表して、市民で決してはどうかといった御提案もあるということでございますので、併せてそれについての見解ということでございます。

先ほど申し上げましたように、選定プロセスの透明性確保というのは通知でも申し上げておりますし、地方団体も非常に気を使っている点でございます。実際の選定手続につきましては、こういったことを地域の実情ですとか、施設の状況を踏まえまして、条例で地方団体が自主的に決めているということございまして、まさに自治体の事務であります。このような事務について、国が統一な基準というのは、地方自治の観点からは一般的に適

切とは言えないと考えているところでございます。

それと、若干誤解があるようでございますが、いわゆる指定は行政処分という形で行っておりますので、入札方式は適用されません。契約ではないという整理でございます。

ただ、もちろん、実際に選定を行うところが、自分で選ぶものとして入札のような形で札を入れていただくという方法も当然選べる。これはそういうことにはなっておりますが、入札が前提ではないということは補足させていただきます。

それから、要望者からの御提案にあります金額だけで決める方法、応募者のプレゼンテーションを市民に公表して、市民の票を加えて決する方法も制度的には採用可能ということでございます。

実際のところ、私どもも網羅的に承知しているわけではございませんけれども、市民の投票までやっているというところは聞いたことがございませんが、選定委員会の結果を事後的にホームページなどで公表しているという団体はかなりあるようでございます。

まず、最初に当方で御説明させていただく点は以上でございます。

○原主査 どうもありがとうございました。詳細に、かなり具体的な事例も加えていただきましたので、大変参考になりました。

私の方から1つ、基本的なところで、指定と入札の違いというものもありましたけれども、公募を必ずしも前提としていない部分については、P F I の指定を取る場合はP F I の事業を請け負ったところが、その後も随意契約でやっていった方がいいだろうというので外れる場合が、山口県でしたか、あると書かれていたのですが、原則そういうようなところぐらいなのですか。

それとも、今、6パターン書かれておりましたけれども、この6パターンの④とか⑤がいわゆる「公募の方法によることなく」と書かれているのですが、これはその他の理由による公募以外の方法を取るということが入っているのかどうかをお聞かせいただきたいと思います。

○門山行政課長 これも、網羅的に承知しているわけではないのですけれども、まずP F I の場合は、ほとんどの団体が建設から管理まで一貫してという考え方で事業を導入しているようでございますので、これはほぼ公募ではない方法でやっていると思います。

それから、特に都市部は別にしまして、町村などに行きますと、実際に引き受けてくれるところがないケースが十分あり得るわけでございまして、それから公の施設といっても採算性があるものばかりではございませんので、全く応募が予想されない場合にまで公募手続を取るかといったようなことがございますので、公募手続を取ろうと思っても取れないケースも当然あるかと思います。

もう一つ、調査結果にもございましたように、従前から管理委託を受けているところが、そのためにつくった財団のようなものもございまして、そういうところをそのまま指定しているというケースもかなりあるというように承知いたしております。

○原主査 済みません、追加でまた質問なのですが、P F I 方式を取るところはほとんど

公募を取っていないのですか。

○門山行政課長 公募といいますのは、要するにPFIの手続も法律上の議会の議決などが要る手続でございます。指定管理者の手続は、また別でございます。

仕組みとしては全然別なのですけれども、新しくPFIで、例えば文化会館なりをつくるというようなときには、建設から管理まで一貫してやるという計算でPFIに大体参入してこられますので、そういうときには実際に建設する会社以外のところが、管理は別の会社が公募で出てきてやるということであると、多分PFI事業者としては当初設計が狂ってしまう話になりますので、そういうときには公募になじまないだろうと考えて整理されていると思います。

○原主査 わかりました。そうすると、PFI方式でやるというときにはPFI方式でやりますということで、このこと自体は公募しますね。

○門山行政課長 PFIの方はそうです。

○原主査 その後の、いろんな管理の部分についてはそこに入っているから、それだけで改めてはやっていないという整理ですね。

○門山行政課長 管理を切り離すということはしません。

○原主査 わかりました。

どうぞ。

○大橋専門委員 簡単な質問で、ファクトを3点ぐらい教えていただきたいと思うんです。

1つは、この指定管理者に関する条例というのはまだどの自治体もつくっていないんですか。どのくらい条例をつくっている自治体があるのかということが1つ。

2番目は、例えば都市公園を指定管理者制度に管理させるというような場合には、一般に都市公園の所管課である都市計画課だとかというところがこの事務を処理しているのか。それとも、管財課といったような、ある意味では県庁なり市町村庁の中のはっきり言って共通的な部門がやっているのかどうか。勿論、いろいろばらばらかもしれないけれども、その辺の一般的な状況がどうなのかということが2番目。

3番目が、指定管理者制度に基づく管理というのが行われている自治体がかなり出てきているわけで、実際にその成果というものを総務省の方でどの程度把握しているのか。例えば、管理費の削減というのがどのくらい生じてきているのか。そういう成果について、総務省の方で現在どの程度把握されているのか。それと、把握されているとしたら、どのような状況なのかを教えていただきたいということでございます。

○門山行政課長 今、大橋先生からお尋ねのありました点、まず1点目でございますが、指定管理者制度を取るか取らないかという選択をするのは条例でしかできませんので、指定管理者制度を取ったところは条例を既につくっているということでございます。それが1ページ目の資料でいきますと、昨年6月1日現在の数字ですけれども、443団体が指定管理者の制度を導入して公募するとかしないとかというように振り分けていますので、少なくともここはやっております。

今は、これが先ほど御説明しましたように、3年間の経過期間の約二年経過したところでございますので、調査しました昨年6月からかなりの数が増えていると思いますのと、恐らくこれから駆け込みで来年の2月議会、6月議会に条例を出さない間に合わないと思いますので、そこに向けて準備をしている団体が、恐らくほとんどの団体が、今そういう状況ではないかということが条例でございます。

2つ目に、例えば都市公園についてのお尋ねでございますけれども、これもまさに先生おっしゃったように多分ばらばらだろうということ、そのとおりかと思ひまして、幾つか見てみましたのですけれども、今ちょうど神戸市が大きな施設について公募手続をやっている期間でございます、ホームページを見たのですが、神戸市のような大きな自治体ですと、例えば都市公園であれば都市公園の担当課、計画課のようなところが選定手続も一切やるというような要綱になっておりました。

ただ、町村など小さな団体ですと、総務課が一括してやるとかそういうことになっていると思いますので、そのバランスがどうなっているかということは把握しておりません。

3点目でございます。成果につきましては、これもまだ現在、移行期間でございますので、調査はいたしておりません。

ただ、推測されますのは、やはりよく地方団体からお聞きする声としまして、従前、管理委託をしていた財団法人的なものが、新しくどこか企業で、自分のところがやりたいということを言ってこられたところがありますと、今までの同じ予算で、委託費でとても競争はできないということで、そもそも同じ応募者になってきますので、応募してくるときには相当削減して経費見積を出しているというような、動きとしては聞いているのですが、その結果、どういうように数字的に表れているとかというのは把握しておりません。

○原主査　どうぞ。

○鈴木主査　どうもありがとうございました。

指定というのは行政処分であって、契約ではない。だから入札は必ずしも前提ではない。これがよくわからないのですけれども。行政処分であっても、それによって新しい管理者を指定しようとするときに、複数の者がそれを希望するのであるならば入札をされるのが基本的な考えではないかと思うのですが、その辺を教えていただきたい。

それから、実績 443 団体の中で「④従前の管理委託者を公募の方法によることなく選定した団体」が 73 団体、「⑤④以外で公募の方法によることなく選定した団体」が 151 団体、合わせて 224 団体、ちょうど 50%が公募をやっていないわけです。それで従来のものがよろしいと言っている。

恐らく、この希望を出してきた人が考えているのは、山口県だとか、山梨県みたいなパフォーマンスのすぐれたところもあるけれども、そうではなくて、今までの団体に対して他の団体のチャレンジという門戸を開くことなく、その理由としては、それは行政処分だから公募とする必要はないという解釈の下にそういうことをおやりになって、この 50%という数字がでていてのではないのか。この数字には住民不満があって、もう少し透明にし

てくれという声もあるのではないのか。透明なところもある、透明でないところもある。透明でないところに切り込んでいないのではないのかという感じが、想像ですけれども、するのです。

その点は、行政処分だから、もし仮に希望者がいたときでも、その希望者に対して行政処分だから文句を言ってはいけないというやり方が果たして妥当か。この辺のところを教えていただきたいのです。

○原主査 よろしく申し上げます。

○門山行政課長 今、鈴木先生からお尋ねがあった点でございますけれども、行政処分だから入札をしませんというのは単に法律がそうになっていますという説明だけでございまして、それに実体的な意味があるわけではございません。

つまり、この指定行為というのを契約として設計しているか、行政処分として設計しているかという制度設計が、どちらかといいますと行政処分になっていますということでございまして。

○鈴木主査 性質としてということですか。

○門山行政課長 はい。性質としてということでございます。

したがって、契約ではないものですから、法律上の入札という手続にはならないのですが、実際にやることについては、例えばここで申し上げますのは、複数の申請者に事業計画書を提出してもらうというのは、例えばアナロジーで考えますと、総合評価方式の入札というのが、今かなり広がってきておりますけれども、それに類似したもの、あるいは見積り合わせ方式に類似したものということでございまして、形式的な入札は取りません。ただ、入札と同じようなやり方で候補者を絞っていくということは当然あり得ることでございますし、そうやっている団体もあるということでございます。

それから、公募でないところが半分もあるではないかという点でございます。十分な分析はできていないのですけれども、先ほど申し上げました数字でいくと、公募が半分にも満たないということなのですけれども、分析としましては、実は指定管理者になっているところに公共団体、公共的団体というのがジャンルとしてございまして、いわゆる民間以外に、主なところを見ますと、例えば社会福祉法人ですとか、社会福祉協議会、それから自治会、町内会、NPOといったようなところが指定管理者になっている施設が結構ございます。例えば、一番単純な例としまして、町内会館みたいな施設について管理を受けるというのについては、その町内会そのものが受ける、指定管理者になるといったようなことは公募ではなくてやるケースがございまして。

それから、例えば老人憩いの家を社会福祉法人にお願いするとかそういうケースについては公募という方式ではなくて、特に専門性があるところで地域に実際に存在するところというような選び方になっていると思いますので、先ほど原主査からお話が合ったときに説明不足でしたが、そういう地元といいますか、地縁的な団体ですとか、社会福祉法人、社会福祉協議会みたいな公共的な団体をお願いするときには公募をやっていないというところ

ころはかなりあるようでございまして、それが全体の中でも約五割弱あるようでございます。

○鈴木主査 その220の中の5割ですか。

○門山行政課長 はい。

○福井専門委員 その5割が地縁的なものとか、公的団体なもののみで占められているということはわかっているのですか。

○門山行政課長 昨年6月に調べた数字でいきますと、指定管理者の数を調べましたら841ありまして、その中で株式会社とか有限会社というところが113で、公共団体、公共的団体というのは481ございまして、そのウェイトでいくと5割をちょっと超えているというような数字は持っております。

○福井専門委員 いや、それは主体が単にそういう法的性格だということで、株式会社がそもそも公的な性格がないから事前にアプリアリに排除して構わない団体だということにはなりません。

それに加えて、公的団体と言っても、社会福祉法人が公的団体かといいますと、実際、乱脈經理の社会福祉法人だっていっぱいあるわけで、それは個々の主体ごとに適正さは全然違うわけです。

更に言えば、地縁的団体というのはわけがわからないのですけれども、町内会が何か町内でやることについて常に優位性があるというのだったら、およそ町内に関わるような事務について、民間も、ほかのよその地域の団体も参画する余地がないわけで、その理屈は成り立たない。

だから、基本的には公募で50%やっていないということについて、単に公的団体か民間団体かというような区分ではなくて、例えば随契になじむような実質的な根拠があるということが確認できているなら問題ないのですけれども、単に公的団体かどうか、社会福祉法人や町内会まで公的団体と言われるとちょっとのけぞってしまうのですけれども、そういう主体の性格区分ではない形で検証してからでないと、これでいいのだということには全くならないと思います。

行政処分についての御説明ですけれども、さっきの御説明でちょっとわかったのですけれども、行政処分かどうか、要するに行政処分という形で行政法の適用を受けさせるか、あるいは契約という形で民法の適用を受けさせるかというのは立法の選択の問題ですから、その立法の選択をしたときに行政処分でいけば後で行政事件訴訟法の取消訴訟でいくし、契約だったら民事訴訟でいく、というだけの違いです。

具体的に言えば、行政処分だろうが、契約だろうが、そこに随意契約的な要素を盛り込ませるのか、あるいは競争性を盛り込ませるのかということは、行政処分の中でもそういうように仕組めばいいだけのことで、ここはアプリアリにどちらかだということにはならないということを、もう一度念を押しておきたいと思います。

その上で申し上げれば、申し訳ないけれども、基本的に全体のスタンスとして、国が統

一的な基準を策定することは地方自治の観点から一般的に適切でないとおっしゃっているのですが、これは全くおかしいのではないのでしょうか。

なぜ、おかしいか。要するに、ここでの論点は、言わば納税者としての住民、あるいは施設サービスなりの利用者の立場での住民が、できるだけ少ない費用で効率的ないいサービスを受けたいということを担保するためにどうするかということであり、それは自治体の行政府のみならず国民全体の共通した切迫した利害です。その自治体の住民ということではなくて、国民の権利としてきちんと地方自治の上で行われているサービスがきちんとした形で提供されているかどうかは、その自治体だけが決めなければいけないということではなくて、固有の人権の問題です。そういう観点からすれば、勿論、地方自治に一定の裁量があるのは事実ですけれども、一切公募もせずに、しかもその根拠が明らかでなくて運用されていたり、あるいは選定基準について十分判明していないというところが一個でも存在していたら、そういうことをやってもらっては困るということを指導するのは国の責務だと思います。

どうお考えでしょうか。

○原主査 よろしく申し上げます。

○門山行政課長 大分、意見が違いますが、まず具体的なお尋ねの点から申し上げますと、まず制度として指定管理者を導入するかどうかは条例で決めてくださいと。つまり、その団体の議会の議決で決めてくださいというのを一つ掲げております。条例では、指定の手続なり基準、考え方をきちっと書いてくださいと。

それで、具体的にどこを指定するかということについては、もう一回議会で住民代表の議会で議決してくださいという選定手続を取っておりますので、そこはその団体において取り得る最も民主的な手続を取っているというふうには考えております。そういう制度になっております。

○福井専門委員 ちょっと待ってください。それでしたら、主体の問題はどうなるのですか。さっきの町内会とか社会福祉法人で自動的にOKだというのはどうやって決めているのですか。

○門山行政課長 決して自動的にと言っているのではなくて、公募をやっていないところを分析すると、どういう団体が管理者になった場合には公募していないのかという結果分析でございます。

結果を分析すると、公共的団体が指定管理者になっているということになっていて、その中に町内会、自治会、あるいは社会福祉法人というのが多い。これは議会の判断として、この施設については公募ではなくて、例えば町内会館であれば自治会に任せるのがいい、あえて公募をする必要はないという判断が議会で行われているという分析をしているということでございます。

行政処分の点については、今、福井先生に整理していただいたとおりですので、これはそういうことでございますが、要するに先ほど申し上げたかったのは、契約でないので、

形式的に地方自治法の契約の規定が適用されて、入札が当然になるということではありません。ただ、先生言われるように、実質論として入札類似の手続を取ることはできますし、現にやっているところはたくさんございます。

3番目でございますが、ここは相当意見が違いますが、基本的に公の施設といいますのは、その地方公共団体の住民の利用に供するためにつくる施設でございます。例えば、県立大学などの場合はそういうことでございますが、他の県の出身者の方も受け入れているといったようなケースも勿論ございますが、設置する目的はそこの団体の住民の利用に供するというのが目的でございますので、一義的にはそこの団体の住民の利害で考えるべき施設だろうと思っております。

したがって、制度の仕組みも大きな枠組みは法律、この場合は地方自治法で定めておりますけれども、具体的な選定の手続、それからどこを選定するかという具体の指定については、それぞれの団体の住民代表機関であります議会の議決できちっと決めてくださいという仕組みにしておりまして、それでは実際にどういうやり方でやるかという点については、基本的にその団体の判断にお任せするというのが地方自治的な考え方であると思っております。

要するに、地方自治に一定の裁量があるとおっしゃいましたが、これは全く意見が違います。要するに、基本的に地方の問題は地方でやっていただくのが基本であると。現在「地方制度調査会」でもいろんな議論をしておりますが、特に地方公共団体の自主性、自律性の拡大というのが、今、テーマだと言われておりまして、非常にホットな議論がございすのが、地方公共団体の事務に法定受託事務という、国が処理について非常に一定の強い関係を持っている事務、例えば国政選挙ですとか、戸籍とかそういった事務。もう一つは自治事務という、団体そのものは地域事務なのですが、この自治事務につきまして国の法律がものすごくきめ細かい網をかけ過ぎであると。

これは、できるだけ基本的に自治体に任せなさいということで御議論をされておりました、例えば団体の組織などについても、ちょっとそれますが、全部の団体で出納長とか収入役は必ず置きなさいと言っているようなことにまで縛る必要はないと言われていたような状況がございまして、「地方制度調査会」などの意見を考えましても、こういった問題につきましては基本的には自治体にお任せするのが本筋であろうと考えております。

○原主査　どうぞ。

○福井専門委員　今の点で、地方自治の本旨に基づいて法律で地方公共団体の組織と運営を定めるというのが憲法92条です。それから94条では、公共団体は法律の範囲内で条例を制定することができるとしている。要するに、全部自治体で決めるのが基本だとおっしゃいますが、基本というのがどの程度の範囲をおっしゃるのかよくわかりませんけれども、全部自治体で決められるのだったら、憲法にこのような書き方はしていないはずです。

自治体をできるだけ尊重する、それを踏まえて法律をつくるということが政府として、憲法を尊重する公務員として当然考えるべきことでありますが、自治体が何をやってもい

いのだと言うかのごとき地方自治のとらえ方は全くの誤りだと思います。

その上で申し上げれば、本件については地方自治の本旨ということからして全く反することをお願いしているわけではないわけです。何をお願いしているかといいますと、例えば、このヒアリング調査票の２ページで質問項目をごらんいただければわかるとおり、何かここで適切でないことがあれば、むしろ具体的に教えてほしいわけですが、公募でやっているのかどうか、それがどういう根拠に基づいているのか、といった実質的な根拠について、さしたる根拠なく公募でやっているわけではないのだったら、それはきちんと理由を聞く必要があるということを確認しているわけで、これらのどこがおかしいのでしょうかということです。また施設の情報が事前に十分公表されて、応募者が検討できる募集期間があったのかどうか。これも常識的に見て、こうするべきでないという積極的な根拠があるのなら教えてほしい。

選定委員会でどんな選定方式を取るのかとか、一般競争入札か、指名競争入札か。その基準をどうしているのか。選定基準は事前に公表しているのか。選定結果、例えば議事録とか、候補者全員の評価結果とか、あるいは選定委員会のようなものをもしつくったとしたら、その委員はどのような根拠でどのような学識に基づいて選ばれたのかとか、それらは納税者として当然知りたいことではないですか。それをできるだけ知らせるような、別に法律を決めろと言っているのではなくて、余りにも当然のことを具体的なガイドラインで御指導されたらどうですかという指摘に対して、地方自治の本旨だと言ってそれが決められないというのは納税者を愚弄した話ではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○原主査 重ねて、同じ具体的なことの質問になるわけですが、先ほどの御説明だと、地方のことは地方でというお話でしたけれども、この方式の場合は実際には議会が一つのネックというのでしょうか、最初にこの方式を取るかどうかという判断になるということだったのですが、議会というのはかなり利害関係者が入っていて、具体的にこういった何らかの事業性を持つものが提案されたときに、非常にその勢力地図みたいなものでゆがめられた判断が出るということが多々感じています。

私としてはやはり、今、福井先生がおっしゃられたように、何でもすべて地方自治、地方で自由にということではなくて基本的な理念に基づいた、当然納税者として要求すべきことというのは明らかにこうしていただきたいし、勿論、説明責任もあると思いますし、３年経ったときにどういう状況にあるのかということのフォローアップも国としての責務としてあると考えますので、具体的には福井先生の質問に答えていただく形でお願いしたいと思いますが、実態もそういう意味で少し違うのではないかという感じを持っておりますので、よろしくお願いします。

○門山行政課長 まず、福井先生のおっしゃった点でございますが、要するに憲法 92 条に書いてあるのは、地方公共団体の組織及び運営に関する基本的な事項は法律で定める。そこは全く異論はないわけでございます。基本的な枠組みを結局どこまで細かく定めるかというのが、今「地方制度調査会」で大変議論されております。

○福井専門委員 ちょっと待ってください。92条に基本的な事項とは書いていないです。読み上げましょうか。「地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基いて、法律でこれを定める」です。

○門山行政課長 地方自治の本旨に基づいてということは、地方で判断できるものは基本的に団体自治、住民自治の範囲内でやってもらいましょうと考えるべきであるというのが「地方分権推進委員会」「地方分権改革推進会議」「地方制度調査会」の御議論でございます。

○福井専門委員 納税者の利益だとか、あるいは応札者たる言わば指定管理者になりたい予備軍である業者や企業の利害と反する形で決める権限はありません。地方自治の本旨ということは、そういう納税者の利害を当然に含んだもののはずでありまして、それを無視して決めるのが地方自治の本旨だというのはのだったら、そんな地方自治はやめていただきたいと思います。

○門山行政課長 大変誤解があると思いますが、要するにそこを決めるのが住民の代表機関であります議会であるという構成を取っているわけでございます。

○福井専門委員 ですから、その場合に、今、原主査からも申し上げたように、議会だっいろいろな政治的バイアスがあるわけです。地方議会の議員さんというのは業界の一部を担っている方だって、兼業ができるわけですから、実際にかなりいらっしゃいます。そういうことについても、実態的な認識が少し甘いのではないのでしょうか。

更に言えば、繰り返しですが、要するに我々が指摘しているような程度の話を積極的にしたくないという議会がもしあるのであれば、それはなぜなのでしょう。どうして事前にきちんと基準を明らかにしたり、施設の情報を明らかにしたりということをしなくてやるのがより地方自治の本旨に合致するのか、という実質的な根拠で思い当たるものがあたら教えていただけませんか。

○門山行政課長 全然申し上げていることと違うことを言っていたので、よく理解できないのですが、要するに私どもが申し上げますのは、透明にやっていただくということであれば、まさにこの②の御質問にありますような項目については当然公表されるべきものであると思いますし、オープンでやられるべきものであるということは全く異論はありません。

○福井専門委員 だったら話が早いので、そういうことをもうちょっと敷衍して、今の既に通知されている内容はある意味では随分抽象的ですので、もうちょっと各論として具体的に、まさにおっしゃっているような意味での平等利用とか、効用最大限発揮、施設経費の縮減というようなことをより達成する具体的なやり方として、今の情報開示ですとか、議事録開示みたいなことを積極的に進められたい、といった補足的な通知文を出されるということで全然問題ないのではないですか。

○門山行政課長 この②につきまして私どもが意見がありますのが、要するに内容としてはこういうことを地方団体も当然お考えになるはずであると。それについて、例えば総務

省なりといった国の役所が事細かく指導をするということは差し控えるべきであるということでございます。

○福井専門委員 指導というような強い言葉を別に要求しているわけではなくて、現在でも、この行政局長通知でこの程度のことは書かれているわけです。ここにもまさに引用していただいたように、何々が望ましいものであることというもののの中に平等利用とか、効用最大限発揮とかが出てくるわけです。これだけではやはりわかりにくいということは事実です。だから、まだ結構いろいろな情報開示が普及していないわけです。

だとすれば、ここで書いたということは、例えば、公募が今 50%しかないことを踏まえてのものだとか、議事録開示がまだほとんどなされていないことを踏まえてのもので、具体的には既にこの行政局長通知で言っているようなことを更に徹底するとしたら、こういうことを更に進めていただくのが望ましいと、別に指導的立場から命令する必要はないけれども、この法の趣旨はこういうことである、住民の、納税者の利害を守るということは、こうすればより図られるのだ、ということを説明して差し上げるということには何の問題もないのではないですか。

○門山行政課長 私どもとしても、最初の通知でも基本的に複数の申請者に事業計画書を提出させていただくことが望ましい。選定の基準としても、こういったことが望ましいという大枠的な方向性については申し上げております。

あとは、実際に指定管理者を選ぶということで自治体は悩んでおりますが、自分で決めなければいけないので、どうしているかといいますと、大体同じような規模の団体で、同じような施設を持っているところはどこをやっているだろうかといって調べて回って、そこに問題があるようであれば、自分のところではこういうように改善していくというような、恐らく実際の現場の動き方というのはそういうことで、この制度をつくらうと思っています。

私どももちろん、網羅的には知らないのですが、いろいろな要綱などは、今、ホームページを開きますと相当数出てきますので見てみますと、やはりどんどん公表が、特に公開の部分は進んできているという印象でございます。例えば、たまたま見つけたものですが、仙台市辺りは指定管理者の選定委員会の開催経過と選定結果というのをホームページで施設ごとに公開しておりまして、例えば選定委員会をいつやったとか、委員会は何人で構成されて構成はどうなっているとか、何団体が応募した、選定基準はこういうことでした、選定された結果はここです、議会にはいつ出しますといったことが公表されてきております。

今、情報公開の流れで、当然、住民の方々の目も、どこか見えないところで指定管理者という大事なものが決められていることが許される時代ではないという厳しい目がございますので、流れとしてはそういう方向に進んできているだろうと。御紹介しました山口県の例ですとか、あるいは横浜市などが非常に先進的といいますか、まさに②で書いていらっしゃるようなことを事細かく書いてあるガイドラインをつくっているのですが、そうい

ったことが全体にいろいろ影響を及ぼしてきているのではないかと。

○福井専門委員 わかります。だから、その流れが非常にいい方向に行っているということは大変結構なことだと思いますが、やはり、そこまで一致しているのなら話が早いわけで、その流れを加速されるように、総務省が自治体に対して一種の情報提供をされるということは、どの自治体にとってもむしろハッピーなはずです。

いちいち各自治体のホームページを全部開けまくって調べるというのは大変情報検索コストがかかるわけですから、それよりは総務省でいい取組みとかを悉皆的に調査されて、こんなやり方をしている、更にもっとこう工夫したらよくなる、というような、まさにおっしゃったような我々と一致している方向での公開、あるいは透明性の確保という方向でのこのようなやり方があり得るということをもうちょっと敷衍して御説明されるという方向で是非検討していただけないでしょうか。

○原主査 私も、PFIに関わっているのを感じているのですが、PFIでやるとなったときにどういう試みがほかでやられているかということで、担当者はあちこちホームページを開かれて情報収集をなさったりして大変なのです。

やはり、ポータルサイトのようなものがあって、先進的な取組みが紹介されていたりすると、検索コストとかも考えると非常に効率がいいのではないかと思いますので、3年が経過したときにはもっとしっかりした仕組みということで考えていただけたらと思います。

どうぞ。

○鈴木主査 さっき言ったことで、指定管理者というのは公の施設については、今、全部ということではないわけなのですね。従来型の管理ということで、いわゆる指定管理者制度をつくっていない都道府県も結構あるということですか。

○門山行政課長 まず、そこだけ申し上げますと、来年9月以降は指定管理者か直営か、どちらかになります。以前からの管理委託制度というのはまだ使えますので、今はその3つが並存している状態でございます。

○鈴木主査 さっきからの議論を集約していくと、住民の平等利用云々ということが最初に書かれており、それと同じような話なのだけれども、ア、イ、ウのところで欠落しているのはやはり情報公開と管理者の選定に当たっての透明・公平な選定ということで、これらは同じコンセプトのものですね。地方自治法の改正をしたときには、少しは経費が浮くようにしろとかそういうところに目を注いでいただけた話で、透明・公正条項を入れるというのは別段、それで地方自治を侵害する話でも何でもない、ごく当たり前のことを書くだけのことから。それでも書いてある意味はあると思いますが。

○原主査 どうぞ。

○門山行政課長 今、お話ありましたように、透明性を高めるために今いろんな工夫をしているところという状況だと思います。それで福井先生から、要するに悉皆調査をやって情報提供が大事ではないかとおっしゃられて、情報提供の大事さについては全くそう思うのですが、悉皆調査は物理的には無理だと思います。

○福井専門委員 抽出でも結構だと思います。

○門山行政課長 といいますのは、公の施設といえども文化会館、病院とか、公民館とか、あるいは霊園、墓地とか、老人福祉施設とか千差万別でございますし、数で言うと万の単位だと思いますので、悉皆は無理なのは御理解いただきたいと思うのですが、やはり自治体としても上手にやっている事例は知りたいというニーズは当然あると思いますので、そこら辺は私どもも勉強しまして、優良な事例を紹介するということについては、情報提供としてやることについてはよく検討させていただきたい。できるだけやっていきたいと。

○福井専門委員 ですから、情報の中身として単に事例が載っているというだけではなくて、その事例から抽出されて、もともとの局長通知を現代的な目で見ればよりこういうことに配慮した方がいい、という内容がメッセージとして含まれるようにしていただきたいと思います。

○原主査 どうぞ。

○大橋専門委員 今の福井先生の話に関連して、非公募によって選定したものがかなりありますね。たまたま私、ある記事を見ていたら、精神障害施設の指定管理者制度になるときに、個人情報、精神障害の方ですから個人情報の管理が非常に大事だからということで随契にしたという記事がありました。

ただ、考えてみると、こういう個人情報の管理というのは非常に大事であることは間違いないのですけれども、それだったら当然、競争入札といいますか、公募という形でそれぞれの応募してくる人たちに個人情報についてはきちっとやるようなことを書きなさいという条件を付ければ、公募にさせるというような方法が非常に透明性・公平性という観点から非常にすぐれていると思うのです。

今、申し上げた記事は一例なので、これをもって随契というのはすべていいかげんに行われていると言うつもりはありませんけれども、ただ、今、私が申し上げた例、あるいは、この「あじさい要望」に出てきている例から見ると、やはり必ずしも適切に行われていない例もあるのではないかと思いますので、是非そういうものの実情について、悉皆調査は難しいかもしれませんが、いろいろの工夫を凝らした調査をして、実情を把握して、そしてしかるべき改善の方針を総務省の方でお出しいただくことを是非御検討いただきたいと思いますと思うんです。

○原主査 どうぞ。

○福井専門委員 補足です。私も全く同感なのですけれども、やはりさっきから出ている5割ぐらいの非一般競争入札案件はやはり主体だけの判断で、とにかく社会福祉法人だから、町内会だから選んだというのでは、今の、御承知のような、国でも議論されているような官業民営化とか市場化テストの基準から見れば、今後は全く成り立たない基準です。そういう形で今後選ばれると、住民の利害との関係でも問題になり得るわけです。だから、随契や指名競争入札で選ぶということは、それ相応の重大な覚悟が選定者に必要なわけで

す。

その覚悟が成り立つ前提としては、やはり実質的根拠があるということですから、随契や指名でやるのなら、どういう実質的根拠が必要なのかということについて、もし合理性があるのであれば、それがどういう合理性なのかということをはっきり提示すべきですし、逆に言えば、今、大橋専門委員が申し上げたように、今までの言わばやや不透明と言われるような随契事例などについて、それはなぜ、どういう意味で不透明なのかといったことを、抽出でもいいのですけれども、ある程度は整理されて提示していただくということは非常に重要だと思います。

○原主査 もう時間が11時になりますので、いろいろな意見が出ておりますけれども、実際にはちょうど3年の経過というところで、今、年明けぐらいに駆け込みでかなりのところがこの方式をとるかどうかというところの判断を、今、迫られていることを考えると、やはり早急にこちらの意見を反映した形での総務省としての見解を出される部分と、3年という経過期間が終わった後の仕組みと、2段階で対応を考えていただきたいというような感じはしておりますので、よろしく御検討を重ねていただきたいと思います。

よろしいですか。

それでは、今日はそういうところで。

○門山行政課長 1点だけ言わせていただいてよろしいですか。

○原主査 どうぞ。

○門山行政課長 今、最後に大橋先生と福井先生から言っていたことで、福井先生の御疑問が、私、かみ合っていなかったと思って1点誤解を招いた点がありました。要するに、私、主体によって入札を取らなかったというような御説明にお受け取りいただきしてしまったようなので。

○福井専門委員 ふたを開けたら、そういうのが多かったということですね。わかります。

○門山行政課長 そうです。要するに、施設の種類が、例えば町内会館とか、老人憩いの家みたいな施設については公募入札で企業にまで声をかけるかどうかという判断をした結果、それをしなくて町内会が管理者になったところがありますということでございまして、ちょっとそこは説明が悪かったと思いますので、訂正させていただきます。

それと、最後におっしゃっていただきましたように、情報提供ということについては非常に大事だと思いますし、ある時期では我々もフォローアップをして情報提供するということは大事だと思うのですが、ただ1点、要するに総務省がこうやりなさいという指針を示すということについては非常に躊躇があるという点は御説明申し上げたかった点でございまして、必要な情報提供は当然やっていくということではございますけれども、その点の気持ちにつきましても御理解いただけるとありがたいと。

○福井専門委員 そうすると、この行政局長通知は情報提供なのですね。

○門山行政課長 法律をつくりましたので、法律の改正の内容はこういうことではございますという御説明の中に大事なことは書いたと。

○福井専門委員 名前は何でもいいのです。これが情報提供だというのなら、情報提供でもいいのですが、情報提供でこういうことを既にやられているとしたら、これの細目も情報提供ですからやっていただきたいということです。

○鈴木主査 これからの議論にもなるけれども、地方自治云々というのに対して総務省が常にかなりナーバスになられているというのは、私もこの指定管理者制度を最初にやったからわかっています。

ただ、極端に当たり前のことについてまでヘジテートなさっては困るということで、地方の問題だったら総務省は一切口出しはできないのだと言わんばかりのことをおっしゃるが、当たり前のことを当たり前のように言うことをヘジテートするのは当たり前でないことをやっているところが結構あるからの議論であって、だからこういう希望が出てくるのですから、そこは地方自治の名の中に逃げ隠れると言っては失礼だが、そこまでしないでいただきたいということを今後の議論のためをお願いしておきたいのです。

○原主査 今、地域住民になると言えないとか、言いにくいとか、言っても通らないというようなことも多々ありますので、そういう意味ではこういった基本的な考え方というのを示されるのはやはり国としての責務のようにも思いますので。

○鈴木主査 そこまでを徹底的におっしゃるのだったら、総務省というのは要らないではないかという議論にまでなってしまうわけなので。

○福井専門委員 余り面倒な議論はしたくないのですが、最後に気になることを言われたので。

情報提供で結構ですが、地方自治の本旨について、それだけの大雑把な理由で、特定の業者がなぜか理由はわからないけれども選定されたといったことが合理化されたり、正当化されるかのごとき用途なり用法で用いられないようにお願いしたいのです。

情報提供していただくということでも、別に構わないのですが、それなら既にある局長通知も情報提供だと思いますから、そういう意味での情報提供についてはできるだけ親切な方が望ましい。だれが見ても当たり前だと思えるように、納税者の利害を守るためには親切である方が望ましいということについては同意いただかないと困ります。

○門山行政課長 では、一言だけ。

○原主査 どうぞ。

○門山行政課長 情報提供ということは必要だろうと考えております。福井先生がおっしゃったように、施行通知は法律的に言うと多分、技術的助言だと思いますので、また性質が違うのだと思いますが、情報提供の必要性については認識しているところでございます。

○福井専門委員 だったら、私は見解を変えます。技術的助言はこれでは足りませんから、情報提供のみでは困ります。技術的助言をもっとまともな形でやり直していただきたい。

○門山行政課長 ということになると、話が戻ってしまいますので。

○福井専門委員 戻ります。さっきからの議論を全く無に帰せしめるようなことを何で最後におっしゃるのですか。要するに、同じことをおっしゃっていたわけでしょう。にも拘

らず、透明性、公開性を確保しないことが地方自治の本旨だと言うかのごとき総括をされるのだったら、全く結論は異なります。

いいですか、技術的助言だとおっしゃるのなら、こんな技術的助言では困ります。もっときちんとした技術的助言をしていただきたい。情報提供のみでは困ります。

○門山行政課長 私は、情報提供をすることだろうと考えています。

○福井専門委員 それでは合意できません。いいですか、この内容では不十分だから、まさに民間要望として今のようなことがなされているわけです。それに真摯に応えていただかないと困ります。技術的助言をやり直していただくしかない。

もう一回言いますが、これにつき後で文書で回答を出してください。要するに、ここで我々が申し上げたようなことを自治体に助言することで地方自治の本旨がもし損なわれるという実質的な弊害があるのなら、それを具体的に一個一個ごとに文書によって教えてください。それがないのであれば、これらの確保を技術的助言としてやっていただきたい。

以上です。

○鈴木主査 今、途中で遮られてしまったようだけれども、後半は何を言おうとなさったのですか。

○門山行政課長 要するに、私どもが申し上げたいのは、ここでおっしゃっている内容がどうということではなくて、事細かなことまで国が言う、技術的助言も含めて指導するという、それについては。

○鈴木主査 しかし、情報を公開して、希望者が出てくるときには透明で公正な入札手続によってやれというのは事細かな問題ではありませんね。

○門山行政課長 はい。そこはまさに、地方団体は当然そうしなければならないことでございますので、それについては、そのためにきちんとそれぞれ議会があり、住民からいろいろ意見を聞く手続があるわけですから、それはその団体がきちっとやっていただくのはまず基本でございます。

私どもとしては、いろいろそういうところが情報不足で困るということがないように情報提供できることはさせていただくということが私どものやるべき仕事なのだろうと。

○福井専門委員 ちょっと待ってください。そこは問題がすり替わっている。議会がきちんとやっているのならこんな議論は起きないわけです。やっていないところがあるから問題になっているのに、あとは情報提供しかないというのだったら、直さないつもりのところは直らないではないですか。

○鈴木主査 今議会での手続があるということをおっしゃたが、そもそも、平等利用が確保されるというのと、公正・透明な選抜をするというのはほとんど同じレベルの問題ではないですか。この最初に、今までの通知の中には住民に対して平等利用が確保されていることというのから3つぐらいありますね。それと、今、私が言ったのは同じようなことではないですか。

だから、例えば4番目に、今言ったような情報を開示しろ、アプリカントを得たときに

は、これを公平に取り扱いなさいというのを入れるのは、どれほどの違いがあるかといったら、ほとんど差がない。

こちら側の、私の言った部分を取り入れると、議会があるからという問題ではないでしょう。そもそも、ここに書いてある３つのものと、私が今言ったのとはほとんど同じレベルの問題でしょう。事細かな問題ではないでしょう。

○門山行政課長 細かいという表現は悪かったのですが、要するにそういう透明性を確保して、きちっと公平に選ばれているかどうかということを含めてチェックするための仕組みとして議会の議決があるということをごさいますて、私どもも応募された企業からときどき聞くのですが、自治体からの情報の公開が不十分であるとかそういうことをよく聞きます。そういうことについては、やはり議会にも当然耳に入っているはずで、長にも入っているはずで、だから、その団体がやはりそういう声をいろいろ聞いて、自分のところできちんと公平性を確保し、透明にやるというのが基本的な地方自治の姿です。

○福井専門委員 ですから、議会がもし逆のことを言ったら、すなわち、いや公募はそもそも望ましくない、公表は望ましくない、透明性の確保は望ましくないと議会が決議したら、そうですかと同意するのですか。それは国として望ましいのですか。そこは自由ではないのです。納税者の利益を害するようなことを議会が決める権限はないのです。地方自治の本旨に反しているではないですか。

もう一回繰り返しますが、要するに御省で出されているこの局長通知は趣旨としては基本的には結構です。だけれども、これでは足りないことがあるから、今問題になっているのだから、これの細目通知を必ず出していただきたいということです。

出せないとおっしゃる、あるいはなぜかそれで議会との関係で支障があるとおっしゃるのであれば、ここで書かれた我々の質問項目の①、②に含まれるような事項について助言・指導すること、指導と言わないでも技術的助言でもいいですけれども、そういうことを行うことが何ゆえに地方自治の本旨を具体的に損なうことになるのか、文書でもって回答していただきたい。

○門山行政課長 文書が必要ということであれば、文書でもよろしいのですが、要するに、国が法律で定めた事項以上にきめ細かく。

○福井専門委員 だったら、この行政局長通知も違法だったのですか。何でこれはいいいのですか。わけのわからないことを言うのはやめてください。常識的に判断するべきでしょう。

常識的にということは、これで足りないから今のような要望が出て問題が発生しているのだったら、要するに平等にやりなさい、できるだけ公募にきなさい、透明性を確保しなさい、と考えるべきだということです。それをするべきでないと言うかのごとき頑張り方をされるのは極めて非常識だから、やめた方がいい。

○鈴木主査 大体そんなところで、今日はやめにしましょう。

○原主査 私の感じとしては、この通知が平成 15 年 7 月 17 日に出されていながら、結果

として出てきているものが公募でないものがまだ半数も出てくるということは真摯に検討していただいて、もう少し具体的な助言というのでしょうか、基準というものを示される必要があるのではないかと考えておりますので、駆け込みの前の判断基準の示し方と、それから3年経過した後の仕組みづくり等の検討は引き続き積極的に重ねていただきたいと思います。

今日は1時間というお約束でしたので、ここで一旦終わらせていただきますけれども、大変大きな問題なので、またこれからも意見交換させていただきたいと思います。今日は、どうもお疲れ様でした。

○門山行政課長　ありがとうございました。失礼いたします。